行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件（平成十三年三月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月三十日から施行する。

平成二十六年五月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

別表内閣情報調査室の項の次に次のように加える。

内閣人事局	内閣人事局長の指名する人事政策統括官

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第二項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条第二項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件（平成十七年三月十五日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月三十日から施行する。

平成二十六年五月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

別表内閣情報調査室の項の次に次のように加える。

内閣人事局	内閣人事局長の指名する人事政策統括官

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第三百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣人事局組織規則を定める。

平成二十六年五月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣人事局組織規則

（総則）

第一条　内閣人事局の内部組織については、法令及び別に内閣総理大臣決定に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（人事企画官、企画官及び調査官）

第二条　内閣人事局に、人事企画官、企画官及び調査官を置く。

2　人事企画官は、命を受けて、内閣人事局に属する内閣参事官（以下単に「内閣参事官」という。）の職務のうち国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）に関する総合的な政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3　企画官は、命を受けて、内閣参事官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　調査官は、命を受けて、内閣参事官の職務のうち重要事項についての調査に関するものを助ける。

5　人事企画官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き九人と、調査官の定数は併任の者を除き四人とする。

（補則）

第三条　この規則及び別に内閣総理大臣決定に定めるもののほか、内閣人事局の内部組織に関し必要な細目は、内閣総務官と協議の上、内閣人事局長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成25年度の平成26年３月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成26年5月30日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	45,354,000,000	4,879,975,290	24,194,874,628	29,074,849,918	△16,279,150,081	64.1
租税	44,252,000,000	4,802,196,254	23,354,123,236	28,156,319,491	△16,095,680,508	63.6
所得税	14,785,000,000	2,321,027,179	9,436,164,826	11,757,192,005	△3,027,807,994	79.5
法人税	10,065,000,000	239,853,204	3,949,174,340	4,189,027,545	△5,875,972,454	41.6
相続税	1,495,000,000	134,071,107	861,379,087	995,450,195	△499,549,804	66.5
消費税	10,649,000,000	1,175,263,885	5,012,492,895	6,187,456,781	△4,461,243,218	58.1
酒税	1,347,000,000	213,183,850	724,006,953	937,190,803	△409,809,196	69.5
たばこ税	991,000,000	144,684,340	628,067,209	772,751,549	△218,248,450	77.9
揮発油税	2,566,000,000	302,865,744	1,328,112,100	1,630,977,844	△935,022,155	63.5
石油ガス税	11,000,000	1,069,165	5,899,620	6,968,786	△4,031,213	63.3
航空機燃料税	50,000,000	7,474,007	32,348,102	39,822,109	△10,177,890	79.6
石油石炭税	564,000,000	62,249,660	298,833,638	361,083,298	△202,916,701	64.0
電源開発促進税	330,000,000	51,686,527	187,776,250	239,462,778	△90,537,221	72.5
自動車重量税	386,000,000	29,225,734	220,867,211	250,092,945	△135,907,054	64.7
関税	1,003,000,000	118,688,694	661,384,087	780,072,781	△222,927,218	77.7
とん税	10,000,000	853,102	7,509,951	8,363,054	△1,636,945	83.6
特別法税	—	—	101,226	101,226	101,226	—
旧税	—	50	5,733	5,783	5,783	—
印紙収入						
印紙収入	1,102,000,000	77,779,035	840,751,391	918,530,427	△183,469,572	83.3
官業益金及官業収入						
官業収入	44,845,588	3,989,482	39,628,651	43,618,133	△1,227,454	97.2
政府資産整理収入	197,555,181	65,124,036	259,655,302	324,779,339	127,224,158	164.3
国有財産処分収入	94,556,961	35,600,019	98,626,683	134,226,703	39,669,742	141.9
回収金等収入	102,998,220	29,524,017	161,028,618	190,552,635	87,554,415	185.0
雑収入	3,960,205,136	964,554,237	2,904,969,244	3,869,523,481	△90,681,654	97.7
国有財産利用収入	72,280,840	2,950,757	66,074,353	69,025,110	△3,255,729	95.4
納付金	839,493,170	121,691,647	328,899,754	450,591,401	△388,901,768	53.6
諸収入	3,048,431,126	839,911,832	2,509,995,136	3,349,906,968	301,475,842	109.8
公債金						
公債金	45,462,042,408	1,761,484,015	41,693,053,116	43,454,537,132	△2,007,505,275	95.5
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	3,058,319,153	—	10,674,856,097	10,674,856,097	7,616,536,944	349.0
合計	98,076,967,466	7,675,127,061	79,767,037,040	87,442,164,102	△10,634,803,363	89.1